

令和6年度 江戸川区特別職報酬等審議会 会議録

【開催概要】

日 時	令和6年11月18日（月）
出席者	亀田 美佐子 委員、河瀬 武則 委員、河埜 里世 委員、関口 孟利 委員、 田澤 きよえ 委員、立川 直樹 委員、中川 陽之 委員、水田 朝也 委員、 森本 勝也 委員、横山 巖 委員
説明員	総務部長、総務課長、総務課総務係長
会議次第	1 開会 2 委員紹介 3 会長選任 4 資料の説明 5 審議 6 答申書案について 7 閉会
会議資料	1 委嘱状 2 令和6年度 特別職報酬等審議会委員名簿 3 諮問書「特別職の報酬等について（諮問）（写）」 4 江戸川区特別職報酬等審議会条例 5 資料1 議長の議員報酬の額の見直しについて 6 資料2 副議長の議員報酬の額の見直しについて 7 資料3 委員長の議員報酬の額の見直しについて 8 資料4 副委員長の議員報酬の額の見直しについて 9 資料5 議員の議員報酬の額の見直しについて 10 資料6 区長の給料の額の見直しについて 11 資料7 副区長の給料の額の見直しについて 12 資料8 教育長の給料の額の見直しについて 13 別紙1 令和6年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

【諮問事項】

- ・区議会議員の議員報酬の額
- ・区長、副区長及び教育長の給料の額

【結 論】

別添「令和6年度 江戸川区特別職報酬等審議会 答申書」のとおり決定する。

【会議内容（要約）】

会長選任・あいさつ

〔互選により関口 孟利 委員を会長に選任。〕

資料の説明

（総務課長）

現在の区議会議員の議員報酬の月額については、平成10年10月から26年間、改定しておりません。また、期末手当については平成24年4月から12年間、改定しておりません。結果、23区議会全体の報酬と比較すると報酬月額は23区で上位に位置する一方で、期末手当は下位に位置しており不均衡が見られます。つきましては、議員報酬の月額及び期末手当の額を23区議会の中位となるようにご審議いただきます。

〔区議会議員の報酬等の現状、見直しの考え方と改定額について、資料1～5の内容を説明。〕

以上で、区議会議員の議員報酬の額の見直しについてご説明を終わります。

（総務課長）

次に、区長、副区長、教育長の給料の額の見直しについてご説明いたします。

現在の区長の給料の額は今年の1月11日に開催いただきました「令和5年度特別職報酬等審議会」にてご審議いただき、23区中、中位となるよう改定し、令和6年4月から適用させていただいております。

また、副区長、教育長の給料の額は、区長と同様に、23区中、中位となるよう改定いたしましたが、増額となるため、5年間かけて段階的に改定することといたしました。

なお、改めてではありますが、今年の1月11日に開催いただきました「令和5年度特別職報酬等審議会」では、今後の、区長、副区長、教育長の報酬については、特別区内の民間企業の給与を参考とする特別区人事委員会による「職員の給与等に関する報告及び勧告」に準拠するよう、ご意見をいただいたところです。

つきましては、令和6年10月9日に特別区人事委員会から勧告がありましたので、勧告の内容をご説明させていただき、区長、副区長、教育長の給料の見直しについてご審議いただきます。

〔特別職の給与等の現状、見直しの考え方と改定額について、資料6～8の内容を説明。〕

以上で、特別職の給料の額についてのご説明を終わります。

審 議

(委 員)

昨今は物価高で賃金も上昇している。諮問内容のとおりでよいのでは。

(委 員)

区議会議員については平均を取ることが無難だと思う。区長は休日もなく仕事しているのでもっと増額してもよい。副区長と教育長については引き続き経過措置を続けていくのがよい。

(委 員)

最近の状況から、賃金は上がる傾向にあるので妥当だと考える。

(委 員)

区議会議員も特別職も 70 万区民に対して責任ある仕事をしている。よく頑張っていると思うので、全体的に年収が上がることはよかった。

(委 員)

社会情勢を考えると増額が妥当。下がってしまうのは大変。とくに区長は昨年度減額だったので増額ということに安心している。財政状況を考えると、もっと増額してもよいのではないか。

(委 員)

賃上げの機運が高まっているし、そもそも行政のリーダーが賃上げしないと他の人たちも給料が上がっていかない。基準や根拠をしっかりと持って増額するならよい。

(委 員)

諮問のとおりで良いと考える。

(委 員)

特別職も議員も一生懸命仕事されている。今は賃上げの世界であるので、諮問の内容で了承。

(委 員)

議員の数や人口などの問題もあるが、諮問のとおりでよいと考える。

(会 長)

全員の意見からご異議なしと認め、提示された資料のとおり決定する。

答申書案の説明

(総務課長)

〔答申書案を説明〕

答申書案についての審議・決定

〔質疑等なし〕

(会 長)

この答申書案でご異議がないので、この答申書をもって審議会の意見として区長に答申することとします。

〔答申書に各委員が署名し、会長が総務課長に手交〕

閉 会